

(設問1)

60日前から引き続き

1. H社の株主であるXが、P社の取締役Aの責任を追及することができると。H社はP社の100%の株式を保有する親会社にあたるため、847条の3*が適用されるか。問題としてよい。○

2. 会社法847条の3第1項は、「当該最終完全親会社等の発行者株式の50%以上の株式を保有する株主は、会社に当該株式会社が支払った、…特定責任に係る責任追及等の訴えの提起を請求することができ」となっている。○

(1) まず、H社は、Xが2%の株式を保有していることから、H社の株式を100%の保有する会社は存在しない。したがって、H社は最終完全親会社にあたる。また、Xが2%の株式を保有していることから、100分の1の株式を保有する株主という要件を満たす。○。また、Xは60日前から株式を保有している必要がある。

(2) 「特定責任」とは、当該株式会社の発行者等の責任の原因となる事実が生じた日において最終親会社における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社の総資産額の5%を超えている場合の責任という(847条の3第4項)。○

P社の帳簿価額は25億円、H社の総資産額は50億円である。したがって、H社の総資産額の50%にあたり、5分の1(20%)を超えているので、特定責任といえる。○

(3) さらに、Xは第三者の不正な利益を図るため、実際に不正事業の受注停止による損害が生じたため、847条の3第1項但書1号、2号に該当しない。○

（第 問）

よて 467条の3が適用され、XはP社に対し、特定責任違反の訴えを提起する事を請求する事により Aの責任違反を可とする。OK

（設問2）

1. Q社はH社の子会社であるため、Q社株式の譲渡については、467条1項2号の2に該当すると、株主総会決議（309条2項1号）による承認が必要となる。特別

2.(1) 同条2号の2の1について

H社の親会社額は、50億円であるため、その5分の1にあたり10億円を超えるQ社H社はQ社株式を80%以上保有しているため、Q社株式の5分の1（20%）を超える株式を保有するといえる。OK

(2) 同条2号の2のロについて

H社がQ社株式を譲渡する事で、Q社の議決権の過半数を有している。OK

(3) よて、1を口をたすため、467条1項2号の2が適用され、H社において株主総会決議による承認が必要となる。特別決議

（設問3）

1. Bは、431条1項1号に基づき、本件決議の取消を請求すべきである。

2(1) まず、本決議があつたのは、平成29年6月23日でありBが請求を考へているのは同年6月1日であるから、提起期間にある。OK

(2) 取消事由については、2つ考えられる。1つは、5に於て、株主総会の招集手続通知を送付しなかったことが、招集手続の法令違反に

(第 問)

あ。P社の定款では、定時株主総会における議決権行使の基準日を、当該総会の直前の事業年度末と定めている。事業年度末は3月31日であり、平成28年3月末日の株主名簿にはIが1000株保有しているとされていた。同年4月23日の定時株主総会では、Iは議決権を行使できる株主である。したがって、Iにも当該総会の招集通知を送付しなければならなかったといえる。G.I.間、株主総会招集通知が前送

もう一つは、当該総会において、Iが2000株個の議決権を行使したことが、決議方法の法令違反にあたる。P社定款では、株式の議決権による取得について、取締役会の承認を要としている。しかし、G.I.間での1000株議決権の際に取締役会長の承認を得ていないため、当該議決権は無効である。

(3) BはP社の株主であり、取締役であるから、原告資格を有する。OK
では、Bの主張は認められるか。

Iに招集通知を送付せず、Iが2000個の議決権を行使したことは、本社決議に影響を及ぼす重大な違反である。

~~また2000個~~ AがIはAとBとは経営方針について対立しており、Iが2000株個議決権を行使すればAの1000個とあわせて過半数となり決議が成立するが、Iが1000株であればIA 2000個、B 2000個となり可決されることがある。したがって、数量乗取(831条2項)は認められない。OK

よって、Bの主張は認められる。

(設問94)

1. 新株賛付金相当額として1000万円をP社に支払わせた

（第 問）

(20条)に反して、「株主の権利の行使」に相当し、財産上の利益享受を禁止しない。前款では、AがP社を代表してIに1000万円の貸付をした。これは、Iがこれから5000万株式を取得するために貸付けたため、「株主の権利の行使」にあたる。

3. 今、 ϕ が A の P に対して 1000 万円の支払いを請求する ~~ことを~~
 ことを求めた。この請求は認められる。

第1 丙の罪責

1. 2016年7月1日、丙は乙から150万円を受け取り、その2週間後、乙に採用試験問題の情報を伝えた。この行為は、加重収賄罪(197条の3第1項)が成立するか。

(1) 本罪が成立するための要件は、①公務員が②前二条の罪を犯し、③不正な行為をしたことである。

P. 丙は、P県庁の職員であるため、公務員である(①)。OK

1. 丙は、2016年7月1日、採用試験問題の作成職務に携わっていた。そして、その職務に關し、賄賂として乙から150万円を受取ったため、197条1項前段の単純収賄罪が成立する。

り、さらに197条1項後段は、前段の場合において、請託を受けた者に法定刑を加重している。請託とは、公務員に対し、一定の職務行為をせよと、を依頼することという。請託に対する公務員の承諾を必要である。

本件では、乙から採用試験問題を教えるという職務行為をせよと依頼された。そして乙の頼みと承諾した。よって、請託を受けたいからため、受託収賄罪が成立する(②)。OK

2. 丙は、乙から150万円を受け取った2週間後に乙に対して採用試験問題の情報を伝えた。地方公務員法34条は、職務上知り得た秘密の漏洩を禁止している。60条には罰則も規定されている。したがって、公務員である丙が乙に採用試験問題の情報を伝えることは、職務上の秘密の漏洩にあたる。

よって、不正な行為であるといえる(③)。OK

ok.

第2 乙の罪責

「輸入」150万圓を流したに對し、内の150万圓収買有罪に對する
買収有罪(198条)が成立するか。

第12通ベに依り、丙には197条の3第1項が成立するため、乙は同項の見取賂を供与したといえるため、乙に見贈罪が成立する。

持し出した行為に、業務上横領罪が(253条)の成立するか。
本件では、甲と乙は、B高校の就職実績を上げ、Aの経営にとって

1) ~~本罪が業務上横領罪~~の成立するにの要件は、①業務上、②自己の占有する他人の物を、③横領したとき、④横領の故意、⑤不法領得の意思、である。

・ 本罪の兼務とは、委託を受けた他人の物を占有し、保管の事務を反復又は継続して行なうことをいう。

乙は、B高校の理事として、B高校の設備を管理する権限を与えられている。したがって乙は、学校法人Aからの委託を受けてB高校の物を占有・保管する事務を継続して行っている(①)。

右の如く物に於て事實上又は法律上支配力に有る状態をいう。

乙は、B高校の設備物の管理権限を有しており、B高校の倉庫内に保管されている壺についても事実上支配力を有する状態にあるといえる(②)。

（第 問）

ウ、横領とは、不法領得の意思を発現する一切の行為をいう。
不法領得の意思とは、他人の物の所有者が委託の任務に背いて、その物について権限が認められている、所有者ではないけれども、
ふたつは処分をする意思をいう。○

本件では、B高校に保管されている92点の美術品の処分に
ついては、Aの理事長の承認が必要である旨が定款に定め
られている。したがって、これらの美術品の処分権限はAにあるため、
乙には美術品の一つである壺についての処分権限は認められて
いない。しかし、乙は壺を勝手に倉庫から持ち出した。よって、乙には
壺の処分権限が認められているのに、所有者ではないけれども、
ふたつは処分をする意思が発現したといえるので、横領行為が認められる(3)。

エ、乙は、右の事実を認識・認容していたため、故意が認め
られる(4)。ウで述べたように、不法領得の意思もある(5)。
(2) よって、乙に業務上横領罪が成立する。なお、後述するように、
乙に甲は贈与罪、横領罪について共同正犯が成立する。

第3 甲の罪責、及び横領罪についての共謀

1. 贈与罪の共同正犯が認められるかが成立するか。○

共謀共同正犯が認められるための要件は、①共謀があること、②実行行為
に準ずる重大な寄与、③共謀に基づいて実行行為、である。

(1)ア、共謀とは、犯罪の共同遂行に関する合意と、正犯意思
と意思の連絡によって構成される。

2016年5月1日、甲と乙は150万円を両人平分し、その対価として
試験問題を買収する計画を立てた。甲は、試験問題を

（第 問）

入平して B 高校の就職実績を上げれば、甲の面子が保たれると
考え、正犯意思が認められる。甲乙間の意思連絡も
認められる。したがって、甲乙間で、贈賄罪及び横領罪に關する共謀
が認められる(①)。

1. 甲は実行行為をしないため、これに準ずる重大な寄与が必要
である。そこで、P 県庁の採用試験問題を入平することと
計画したのは甲である。その年に実施予定の試験問題入手
することは、横領罪、贈賄罪の目的である。したがって、甲には重大
な寄与が認められる(②)。ok

(2) 2016年5月1日、甲乙間で、当初の共謀は、A 市長の現金口座
から、150万円を引き出すことである。しかし、実際は、B 倉庫
内の壺を持ち出し、その売却代金により、150万円を工面した。
この実行行為に共謀の射程が及ぶか問題となる。

9. 共謀の射程は、実行行為が共謀に基づいて行われたか確定
する必要があるので、当初の共謀と実行行為との間に因果関係
が認められるかどうかで判断する。具体的には、被害者の同一性
や、行為態様の類似性、侵害法益の同質性、動機・目的の
共通性を考慮して判断する。

1. 当初の共謀の目的は、内への見舞金のため、150万円を用意する
ことである。そして、そのために、A 市長の現金口座から、150万円を
引き出す予定であった。ところが、当該口座の処分権限を
制約されたため、A 市長の管理下にある B 高校の倉庫内の壺を
持ち出し、その売却代金から150万円を取得した。したがって、

当初の共謀も実行行為も、目的は150万円の取得であり、被害者
はAであり、横領罪及び贈賄罪の構成要件に該当する。

よって、当初の共謀と実行行為との間に因果関係が認められる
から、共謀の射程が及ぶといえる(3)。OK (錯誤)

(3) したがって、甲には、横領罪及び贈賄罪の共謀共同正犯が
成立する。また、甲はB高校の倉庫の管理権限を有してい
から、単独横領罪(252条)の範囲で共同正犯が成立する。

第4. 罪数について

丙には、単独収見罪、受託収賄罪、口収収賄罪が成立するが、
前二者は、後者に吸収される。

乙には、業務上横領罪と贈賄罪の共同正犯が成立し、併合罪
となる。

甲には、単独横領罪と贈賄罪の共謀共同正犯が成立し、
併合罪となる。 OK

以上